

## 知っていますか?自転車のルールとマナー 自転車・歩行者が安全に通行できるまちへ




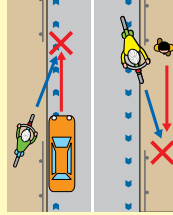
江東区では、平成28年3月に策定した「江東区自転車利用環境推進方針」に基づき、区道への自転車通行空間の整備を進めています。自転車に乗るときは、正しい交通ルール・マナーを守って走りましょう 問 交通対策課交通係 ☎3647-4784、FAX3647-9287

歩行者がいる横断歩道を渡るときは、自転車を降りて渡りましょう。


### 自転車はどこを走るの?

- **車道が原則、歩道は例外**  
 自転車は車道の左側を走るのが原則です。
- **車道を通行するときは「車両用信号」に従います**  
 ただし、歩行者用信号に「歩行者・自転車専用」と書いてあればこの信号に従います。  
  
 歩行者用信号(歩行者・自転車専用)
- **交差点の右折は「二段階」**  
 右折するときは信号に従って右図のように二段階で曲がります。  


### 車道を走るときの注意点

- **駐停車車両を避けるとき**  
 右後方からの自動車等に注意しましょう。  

- **進路変更するとき**  
 歩道から車道に進路変更するときは後方の自動車等に、車道から歩道に進路変更するときは歩道の歩行者・自転車に注意しましょう。  

- **「止まれ」の標識があるとき**  
 一度止まって左右の安全を確認してから進みましょう。  


### 歩道を走るときの注意点

- 次のようなときに歩道を通行できます
- 道路標識で自転車の歩道通行が許可されているとき
  - 自転車の運転者が13歳未満、70歳以上、身体の不自由な方のとき
  - 自転車の通行の安全を確保するため、やむを得ないとき
- 
- ▲「普通自転車の歩道通行許可」の標識
- **歩行者が優先です!**  
 歩道を走るときは次の点を守りましょう。  
 ○歩道の中央から車道寄りを徐行  
 ○歩行者の通行を妨げる場合は一時停止
  - **横断歩道を渡るときは要注意**  
 どの信号に従うの?  
 →自転車も歩行者用信号に従い、横断歩道を渡りましょう。  
 歩行者がいるときは?  
 →横断中の歩行者がいるときは自転車を降りて渡りましょう。  
 横断歩道のどこを渡るの?  
 →自転車横断帯があるときはそこを渡りましょう。



- みんなで守ろう!「自転車安全利用五則」**
- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
  - 2 車道は左側を通行
  - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  - 4 安全ルールを守る
  - 5 こどもはヘルメットを着用

**ルール違反の罰則例**

1. 傘差し運転・携帯電話使用運転・イヤホン使用運転 [5万円以下の罰金]
2. 飲酒運転 [5年以下の懲役または100万円以下の罰金]

**自動車ドライバーの皆さんへのごお願い**  
 自転車は車道の左側を走行します。お互いに気をつけて走りましょう。また、通行の支障となる駐車はしないようお願いします。